令和3年度 公文書開示 (3月決定分)

令	机3年度	公文書	荆示(3月決定分)												
						<u>決定</u>	区分		Т	(根	処規2	<u>(</u>	条例	7条 	
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開;	一部開示	非 不存在	存否応答拒否	1 2 号	2 3 号 号	4号	5号:	6 7号号	8号	9 非開示理由等 所管局部課
1	R4. 2. 16	R4. 3. 1	東京都中央卸売市場豊洲市場において2021年中に取引された大間産クロマグロ (出荷業者が〇〇または出荷者の住所が大間町であり、かつ、品名がマグロもしくはホンマグロの部分)の卸売の記録	1		1			1	1 1					ア 担当者名。卸売業者のせり人の氏名であって、特定の個人を特定できるため(東京都情報公開条例第7条第2号)。 イ 売渡先コード、売渡先名称、売渡先名称(カナ)。売渡先は当市場の仲卸業者や売買参加者であって、仕入れ情報等が公になることによって当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため(東京都情報公開条例第7条第3号)。 ウ 単価、販売金額。単価及び販売金額は当市場の卸売業者が商品の卸売をした際の単価及び販売金額であり、商品の販売金額が公になることによって当該事業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため(東京都情報公開条例第7条第3号)。
2	R4. 2. 18	R4. 3. 4	2022年1月以降、〇〇を出荷者とするクロマグロのうち「大間まぐろ」の地域団体商標を付さず、「北部太平洋産」など海域を産地として表示して販売したクロマグロの出荷状況を記した行政文書(市場関係者への問い合わせ等により確認した内容を記した行政文書を含む)				1								中央卸売市場 実施機関において文書を作成及び取得しておらず、対象公文書が存在しないため 豊洲市場水産 農産品課
3	R4. 3. 2	R4. 3. 15	東京都中央卸売市場豊洲市場において2020年12月以前に取引された クロマグロ (出荷業者が〇〇または出荷者の住所が大間町であり、かつ、品名 がマグロもしくはホンマグロの部分) について保有しているデータ	1		1			1	1 1					ア 担当者名。卸売業者のせり人の氏名であって、特定の個人を特定できるため(東京都情報公開条例第7条第2号)。 イ 売渡先コード、売渡先名称、売渡先名称(カナ)。売渡先は当市場の仲卸業者や売買参加者であって、仕入れ情報等が公になることによって当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため(東京都情報公開条例 第7条第3号)。 ウ 単価、販売金額。単価及び販売金額は当市場の卸売業者が商品の卸売をした際の単価及び販売金額であり、商品の販売金額が公になることによって当該事業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため(東京都情報公開条例第7条第3号)。
4	R4. 3. 2	P/ 3 16	卸売の記録(令和2年4月から12月分) ただし、出荷者名が〇〇または出荷者住所に大間町が含まれ、かつ 品名がまぐろまたは本まぐろの部分のみ	1		1			1	1 1					ア 担当者名。「担当者」は卸売業者のせり人であり、特定の個人を識別できるため(東京都情報公開条例第7条第2号)。 イ 売渡先コード、売渡先名称、売渡先名称(カナ)。「売渡先」は当市場の仲卸業者及び売買参加者(法人及び個人)であり、商品の仕入れ情報等が公になることによって当該事業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため(東京都情報公開条例第7条第3号)。 ウ 単価及び販売金額。「単価」及び「販売金額」は当市場の卸売業者が商品の卸売をした際の単価及び販売金額であり、商品の販売金額が公になることによって当該事業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため(東京都情報公開条例第7条第3号)。
5	R4. 2. 18	R4. 3. 17	「旧築地市場 (3) 勝どき門駐車場ほか解体工事」に関する以下の 文書 ・工事設計内訳書 ・工程表 ・図面 ・特記仕様書 ・質問回答 ・数量調書 ・見積比較表	4, 371	1					1					業者名は事業活動情報のため、条例第7条第3号に該当 中央卸売市均 事業部施設制
6	R4. 3. 15	R4. 3. 24	「旧築地市場(3)勝どき門駐車場ほか解体工事」工事設計内訳書	179	1										中央卸売市場 事業部施設認
7	R4. 1. 27	R4. 3. 25	庁有車運転日誌 ・中央卸売市場長 (令和3年1月1日から令和3年12月31日までの分)	239		1			1	1	1				(1) 車両番号 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより車両が特定され、警備上支障を及ぼすと認められるため。 (2) 運転者の氏名及び印影、運行管理責任者の氏名及び印影 ・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当(印影) 偽造等による犯罪防止のため。

- 表の見方 <決定区分> ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。 <(根拠規定)条例:
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。